

## 2017年度 成蹊大学公的研究費不正防止計画

| ガイドライン上の不正を発生させる要因                               | 不正防止計画  |
|--|---|
| <b>I. 機関内の責任体系の明確化</b>                           |   |
| 各責任者の責任の範囲や権限が明確でない。                             | 研究コンプライアンス体制に基づき、最高管理責任者、統括管理責任者、研究コンプライアンス推進責任者それぞれの責任の範囲、権限を明確にする。また、各責任者がそれぞれの責任を果たし、機能的に構成員を管理・指導する体制を整え、学内外に公表するとともに、引き続きPDCAサイクルによる運用を図る。 |
| <b>II. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備</b>                   |   |
| <b>①機関内のルールの明確化・統一化</b>                          |   |
| 機関内のルールが明確化・統一化されておらず、研究費の使用ルールを教職員が十分に理解できていない。 | 研究費の使用及び事務手続きに関するルールを明確化し、研究費使用ハンドブックに明記し、引き続き経費執行説明会で広く周知する。   |
| <b>②職務権限の明確化</b>                                 |   |
| 決裁権限、教員発注を認める場合の責任が明確でない。                        | 研究費の使用及び事務手続きに関する決裁権限、研究費の使用に関する職務権限について研究費使用ハンドブックに明記し、引き続き経費執行説明会で広く周知する。   |
| <b>③公正で効率的な研究遂行のための研究者及び事務職員の意識向上</b>            |   |
| 研究コンプライアンス教育が不十分                                 | 引き続き研究コンプライアンス推進委員会において、研究コンプライアンス教育の中で周知すべき内容、対象者を明確化するとともに、研究コンプライアンス教育の内容を遵守することを誓約する誓約書の提出を義務づけ、理解度の把握を行う。                                  |
| <b>④告発等の取扱い</b>                                  |   |
| 告発窓口、相談窓口の周知が不十分                                 | 研究費使用ハンドブックに告発窓口・相談窓口について記載し、引き続き経費執行説明会で広く周知するとともに、告発等の取扱いについてホームページで学内外に公表する。   |
| <b>⑤懲戒の明確な規定と透明な運用</b>                           |   |
| 懲戒に関する規定の周知が不十分                                  | 研究費使用ハンドブックに懲戒に関する規定を明記し、引き続き経費執行説明会で広く周知するとともに、懲戒に関する規定についてホームページで学内外に公表する。  |
| <b>III. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</b>           |   |
| 不正を発生させる要因の把握が不十分                                | 不正を発生させる要因を正確に把握し、実効性のある不正防止計画を策定・実施する。また、今年度策定した不正防止計画において、実施できなかった事項は次年度へ課題として引継ぎ、実施できた事項についてもより改善が図れるよう、引き続きPDCAサイクルを意識した不正防止計画を策定する。        |

| IV. 研究費の適正な運営・管理活動              |  |
|---------------------------------|--|
| ① 予算執行のチェック体制の構築                |  |
| 換金性が高い物品の管理が不十分                 | 換金性の高い物品の情報を管理し、半期に一度(4月と10月)、抽出により現物確認を行う。  |
| 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ       | 非常勤雇用者の雇用管理の体制を整備する。   |
|                                 | 引き続き非常勤雇用者に対する研究コンプライアンス教育を徹底する。   |
|                                 | 非常勤雇用者に対して必要に応じてヒアリング調査を行う。  |
| ② 業者との癒着防止                      |  |
| けん制が効きづらい研究環境                   | 半期に一度(4月と10月)、取引業者の洗出しを行い、誓約書を徴収する。  |
| 特定の業者への発注の偏り                    | 不正防止の観点から実効性のある取引停止期間を検討する。  |
|                                 | 半期に一度(4月と10月)、支出状況のモニタリングを実施し、特定の業者への偏った支出がないかを確認する。   |
| ③ 事務部門による発注・検収業務の実施             |  |
| 検収作業の形骸化                        | 検収範囲についての検討を継続する。  |
| V. 情報発信・共有化の推進                  |  |
| 不正防止に関する係る取り組みについて十分な周知ができていない。 | 本学の不正防止に係る取り組みについて、大学ホームページに掲載し、学内外に広く周知する。また、利用者が必要な情報を検索しやすいよう、ホームページの公開情報について、構成・内容を定期的に検討し、必要に応じて修正する。 |
| VI. モニタリングの在り方                  |  |
| モニタリングの形骸化                      | 実効性のあるモニタリング体制及び方法(機関全体の視点からのモニタリング、リスクアプローチ監査の実施、監査制度の整備等)について引き続き検討の上、順次実施する。                            |